

土地改良法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第32号

土地改良法施行細則の一部を改正する規則

土地改良法施行細則（昭和56年香川県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請書等の様式)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p><u>(14) 法第76条の5第1項の規定による一般社団法人への組織変更認可申請書 第23号様式</u></p> <p><u>(15) 法第76条の13第1項の規定による認可地縁団体への組織変更認可申請書 第24号様式</u></p> <p><u>(16) 法第77条第2項の規定による土地改良区連合設立認可申請書 第25号様式</u></p> <p><u>(17) 法第81条の規定による所属土地改良区増加（減少）認可申請書 第26号様式</u></p> <p><u>(18) 法第85条第1項の規定による県営土地改良事業施行申請書 第27号様式</u></p> <p><u>(19) 法第95条第1項の規定による農業協同組合等（共同施行）土地改良事業施行認可申請書 第28号様式</u></p> <p><u>(20) 法第95条の2第1項の規定による農業協同組合等（共同施行）土地改良事業計画変更認可申請書 第29号様式</u></p> <p><u>(21) 法第96条の2第6項の規定による市（町）土地改良事業計画報告書 第30号様式</u></p> <p><u>(22) 法第96条の3第5項の規定による市（町）土地改良事業計画変更報告書 第31号様式その1</u></p> <p><u>(23) 法第96条の3第5項の規定による市（町）土地改良事業廃止報告書 第31号様式その2</u></p> <p><u>(24) 法第99条第1項の規定による交換分合計画認可申請書 第32号様式</u></p> <p><u>(25) 法第113条の3第1項の規定による工事着手（完了）届 第33号様式</u></p>	<p>(申請書等の様式)</p> <p>第11条 次の各号に掲げる申請書等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p><u>(14) 法第77条第2項の規定による土地改良区連合設立認可申請書 第23号様式</u></p> <p><u>(15) 法第81条の規定による所属土地改良区増加（減少）認可申請書 第24号様式</u></p> <p><u>(16) 法第85条第1項の規定による県営土地改良事業施行申請書 第25号様式</u></p> <p><u>(17) 法第95条第1項の規定による農業協同組合等（共同施行）土地改良事業施行認可申請書 第26号様式</u></p> <p><u>(18) 法第95条の2第1項の規定による農業協同組合等（共同施行）土地改良事業計画変更認可申請書 第27号様式</u></p> <p><u>(19) 法第96条の2第6項の規定による市（町）土地改良事業計画報告書 第28号様式</u></p> <p><u>(20) 法第96条の3第5項の規定による市（町）土地改良事業計画変更報告書 第29号様式その1</u></p> <p><u>(21) 法第96条の3第5項の規定による市（町）土地改良事業廃止報告書 第29号様式その2</u></p> <p><u>(22) 法第99条第1項の規定による交換分合計画認可申請書 第30号様式</u></p> <p><u>(23) 法第113条の3第1項の規定による工事着手（完了）届 第31号様式</u></p>

式

(準用規定)

第12条 土地改良区連合については、第2条から第4条まで及び第7条から第9条までの規定並びに前条(第1号及び第13号から第23号までを除く。)の様式を準用する。

(書類の経由)

第16条 法、政令、施行規則及びこの規則の規定により知事に提出する書類(第11条第24号の書類を除く。)は、所長を経由しなければならない。

式

(準用規定)

第12条 土地改良区連合については、第2条から第4条まで及び第7条から第9条までの規定並びに前条(第1号及び第13号から第21号までを除く。)の様式を準用する。

(書類の経由)

第16条 法、政令、施行規則及びこの規則の規定により知事に提出する書類(第11条第22号の書類を除く。)は、所長を経由しなければならない。

第22号様式（第11条関係）

略

第23号様式（第11条関係）

一般社団法人への組織変更認可申請書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

所在地

名称

代表者氏名

当土地改良区は、年 月 日通常（臨時）総会（総代会）において組織変更を議決したので認可されたく、土地改良法（以下「法」という。）第76条の5第1項の規定により、次の書類を添えて申請します。

記

- 1 組織変更計画の内容を記載した書面又はその謄本
- 2 組織変更計画を承認した総会（総代会）の議事録
- 3 法第76条の3第2項の規定による公告及び催告（同条第3項の規定により、当該公告を官報のほか、定款で定めた公告の方法によりした場合にあってはその公告）をしたことを証する書面並びに異議を述べた債権者があるときは、法第76条の4第2項の規定による弁済等をしたこと又は組織変更をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 4 組織変更後一般社団法人の定款となるべきもの
- 5 組織変更後一般社団法人の社員となるべき者の名簿
- 6 組織変更がその効力を生ずべき日について変更があったときは、その変更を証する書面
- 7 その他参考となるべき事項を記載した書面

第22号様式（第11条関係）

略

第24号様式（第11条関係）

認可地縁団体への組織変更認可申請書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

所在地

名称

代表者氏名

当土地改良区は、 年 月 日通常（臨時）総会（総代会）において組織変更を議決したので認可されたく、土地改良法（以下「法」という。）第76条の13第1項の規定により、次の書類を添えて申請します。

記

- 1 組織変更計画の内容を記載した書面又はその謄本
- 2 組織変更計画を承認した総会（総代会）の議事録
- 3 法第76条の16において読み替えて準用する法第76条の3第2項の規定による公告及び催告（同条第3項の規定により当該公告を官報のほか、定款で定めた公告の方法によりした場合にあってはその公告）をしたことを証する書面並びに異議を述べた債権者があるときは、法第76条の16において準用する法第76条の4第2項の規定による弁済等をしたこと又は組織変更をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 4 組織変更後認可地縁団体の規約となるべきもの
- 5 組織変更後認可地縁団体の構成員となるべき者の名簿
- 6 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書面
- 7 組織変更がその効力を生ずべき日について変更があったときは、その変更を証する書面
- 8 その他参考となるべき事項を記載した書面

第25号様式（第11条関係）

略

第23号様式（第11条関係）

略

第26号様式（第11条関係）
略

第27号様式（第11条関係）
略

第28号様式（第11条関係）
略

第29号様式（第11条関係）
略

第30号様式（第11条関係）
略

第31号様式その1（第11条関係）
略

第31号様式その2（第11条関係）
略

第32号様式（第11条関係）
略

第33号様式（第11条関係）
略

第24号様式（第11条関係）
略

第25号様式（第11条関係）
略

第26号様式（第11条関係）
略

第27号様式（第11条関係）
略

第28号様式（第11条関係）
略

第29号様式その1（第11条関係）
略

第29号様式その2（第11条関係）
略

第30号様式（第11条関係）
略

第31号様式（第11条関係）
略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。